

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本規第623号
平成23年4月1日
宮城県警察本部長

公安委員会と道路管理者との間における意見聴取等の取扱いについて（通達）
道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第110条の2の規定に基づく、公安委員会（道交法第5条第1項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下同じ。）から道路管理者等への意見聴取等の実施要領及び道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2の規定に基づく、道路管理者から公安委員会への意見聴取等があった場合の取扱いについては、文書での意見聴取を定めた規定等がなかったことから、道路管理者に対する意見聴取等の実施要領を下記のとおり定めたので、誤りのないようにされたい。

記

1 公安委員会から道路管理者に対して行う意見聴取等の実施要領

(1) 道交法第110条の2第3項及び第4項の規定による意見聴取等

ア 道交法第110条の2第3項の規定による意見聴取

(ア) 道路管理者の意見聴取を必要とする事項

道路管理者の意見聴取を必要とする事項は、別表第1のとおりである。

(イ) 意見聴取の方法

a 道路管理者に対する意見聴取は、交通規制の意見聴取等について・交通規制の意見書（別記様式第1号。以下「意見聴取・意見書」という。）に交通規制の種別、路線名等の内容を明らかにした図面等を添付して行うものとする。ただし、道交法第8条第1項の道路標識等による交通規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、事後速やかに当該規制に係る事項を交通規制通知書（別記様式第2号）により道路管理者に通知するものとする。

b 公安委員会の意思決定を必要とする交通規制の上申は、意見聴取・意見書の写し等を添付して行うものとする。

c 道路管理者に通知した交通規制の種別等については、別に定める署長権限交通規制実施簿の備考欄に記載するものとする。

イ 道交法第110条の2第4項の規定による協議

(ア) 道路管理者の協議を必要とする事項

道路管理者の協議を必要とする事項は、別表第2のとおりである。

(イ) 協議の方法

協議の方法は、(1)－ア－(イ)を準用する。

(2) 道路管理者から公安委員会に対して行う意見聴取等の取扱要領

ア 道路法第95条の2第1項の規定による意見聴取

(ア) 道路管理者が公安委員会の意見聴取を必要とする事項

道路管理者が公安委員会の意見聴取を必要とする事項は、別表第3のとおりである。

(イ) 意見聴取の方法等

a 意見聴取の方法

道路管理者からの意見聴取に当たっては、道交法の目的を達成するため、道路における危険防止、交通の安全と円滑及び道路の交通に起因する障害防止の観点から審査をするものであることから、それらを判断することができる情報を網羅する道路改良に伴う交差点改良について（別記様式第3号）、事業概要（別記様式第4号）、図面等を必要とする。

b 意見聴取の回答

道路管理者から警察署長に意見聴取があった場合は、道路工事の意見聴取等に対する回答の指示伺いについて・道路工事の意見聴取等に対する回答の指示（別記様式第5号）により警察署長の意見を付して行うものとする。

また、道路工事に伴う通行禁止又は制限で道交法第80条第1項の協議と競合する場合は、警察署長の条件を付する。

イ 道路法第95条の2第2項及び高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第24条の2の規定による協議

(ア) 道路管理者が公安委員会の協議を必要とする事項

道路管理者が公安委員会の協議を必要とする事項は、別表第4のとおりである。

(イ) 協議の回答

道路管理者から警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）に協議があった場合は、道路工事の意見聴取等に対する回答の指示伺いについて・道路工事の意見聴取等に対する回答の指示（別記様式第5号）により警察署長の意見を付して行うものとする。

2 道路管理者との意見聴取等に対する留意事項

(1) 意見聴取等の時機の確保

道路管理者との意見聴取等に当たっては、時機を失することなく、位置図、平面図等を添付の上、速やかに各種計画を把握すること。

(2) 意見聴取等における確実な引継ぎ

意見聴取等に関する内容は、明確に記録保存し、事前説明から相当の年月を要する場合が多いことから引継ぎを確実にすること。

(3) 道路管理者等との緊密な連携

道路管理者との意見聴取等は、良好な道路交通環境を実現するために行うもの

であるから、常に緊密な連携を保つとともに、意見聴取等の時期、内容等が適正なものとなるよう配慮すること。

また、道路標示の塗り替え等をする場合、道路管理者の道路工事等と重複することのないように相互の調整を図ること。

別表第1 (1-(1)-ア関係)

一般道路における公安委員会から道路管理者等への意見聴取事項

(道路交通法第110条の2第3項)

意見聴取事項

- (1) 車道の道路標識(車線境界線)(道交法第2条第1項第3号)
- (2) 路側帯の道路標示(道交法第2条第1項第3号の4)
- (3) 横断歩道の道路標識等(道交法第2条第1項第4号)
- (4) 自転車横断帯の道路標識等(道交法第2条第1項第4号の2)
- (5) 車両通行帯の道路標示(道交法第2条第1項第7号)
- (6) 道路標識等による各種通行の禁止(道交法第8条第1項)
 - ア 車両進入禁止
 - イ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止
 - ウ 指定方向外進行禁止
 - エ 重量制限
 - オ 高さ制限
 - カ 自転車専用
 - キ 自転車及び歩行者専用
 - ク 歩行者専用
 - ケ 一方通行
- (7) 道路標識等による歩行者の横断禁止(道交法第13条第2項)
- (8) 道路標識等による道路中央以外の部分の中央線としての指定(中央線)(道交法第17条第4項)
- (9) 道路標識等による右側部分にはみ出した通行方法の指定(右側通行)(道交法第17条第5項第5号)
- (10) 道路標示による安全地帯であることが示されている道路部分の指定(安全地帯)(道交法第17条第6項)
- (11) 道路標識等による車両の通行の用に供しない道路部分を指定(立入禁止部分)(道交法第17条第6項)
- (12) 道路標識等による政令で定める最高速度を超える最高速度(道交法第22条第1項)
- (13) 道路標識等による最低速度(高速自動車国道の本線車道を除く。)(道交法第23条)
- (14) 道路標識等による原動機付自転車の二段階右折方法(二段階)(道交法第34条第5項)
- (15) 道路標識等による原動機付自転車の二段階右折方法(小回り)(道交法第34条第5項)
- (16) 時間制限駐車区間(道交法第49条第1項)
- (17) 道路標識等による普通自転車の歩道通行(道交法第63条の4第1項)
- (18) 道路標示による普通自転車の交差点進入禁止(道交法第63条の7第2項)

別表第 2 (1-(1)-イ関係)

高速自動車国道等における公安委員会から道路管理者等への協議事項

(道路交通法第 110 条の 2 第 4 項)

協 議 事 項
(1) 別表第 1 に列挙された事項
(2) 道路標識等による追越しのための右側部分はみ出し通行禁止する場所 (道 交法第 17 条第 5 項第 4 号)
(3) 道路標識等による追越しを禁止する場所 (道交法第 30 条)
(4) 道路標識等による徐行すべき場所 (道交法第 42 条)
(5) 道路標識等による高速自動車国道の本線車道の最低速度 (道交法第 75 条 の 4)

別表第3 (1-(2)-ア関係)

道路管理者から公安委員会への意見聴取事項

(道路法第95条の2第1項)

意見聴取事項
(1) 道路標示とみなされる区画線の設置
(2) 通行の禁止又は制限
(3) 横断歩道橋の設置
(4) 道路の交差部分及びその付近の道路の部分における改築 ア 車道又は歩道の幅員の変更 イ 交通島、中央帯又は植樹帯の設置
(5) 歩行安全改築
(6) 道路の附属物である自動車駐車場の道路上における設置

別表第4 (1-(2)-イ関係)

道路管理者から公安委員会への協議事項

(道路法第95条の2第2項)

協 議 事 項
(1) 道路の区域を立体的区域として決定又は変更
(2) 自動車専用道路の指定
(3) 高速自動車国道等に道路標示とみなされる区画線を設置
(4) 高速自動車国道等の通行の禁止又は制限
(5) 自動車専用道路が他の道路に連結する位置の決定
(6) 高速自動車国道等が他の道路に連結する位置を決定
(7) 高速自動車国道活用施設の連結許可及び利便増進施設の道路占用許可

別記様式第1号

宮 公 委 第 号
年 月 日

(道路管理者) 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

交通規制の意見聴取等について

次のとおり交通規制を行いたいので道路交通法第110条の2（第3項・第4項）の規定に基づき、(意見を聴取・協議)する。

記

1 規制の種別	
2 路線名	号 線 (別添図面参照のこと)
3 規制場所 (区間)	から まで
4 添付物	
5 その他	

宮城県公安委員会 殿
(警察署長経由)

第 年 月 日
(道路管理者) 印

交通規制の意見書

上記(意見聴取・協議)については、下記のとおり(回答・同意)する。

記

1 意見(条件)

別記様式第2号

宮 公 委 第 号
年 月 日

(道路管理者) 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

交通規制通知書

次のとおり交通規制を行ったので、道路交通法第110条の2（第3項・第4項）の規定に基づき通知する。

記

1 規制の種別	
2 路線名	号 線 (別添図面参照のこと)
3 規制場所 (区間)	から まで
4 添付物	
5 その他	

別記様式第3号

宮城県公安委員会 殿
(警察署長経由)

件 名 番 号
年 月 日
宮城県 土木事務所長

道路改良に伴う交差点改良について（一般県道 線 地区）
みだしのことについて、下記のとおり施工したいので、道路法第95条の2の規定に
基づき意見聴取します。

記

- 1 路線名
一般県道 線
- 2 場所
宮城県 市 ～ 地内
- 3 完成供用予定
年 月
- 4 規格・構造
別添協議概要のとおり

担当 建設部建設課

TEL — —
(内線)

事業概要

1 計画概要

一般県道 線は、起点を とし終点を とする 地域を結ぶ幹線道路であるが、今回道路改良する当該箇所は、現況幅員が と狭小であり、曲線半径も と小さく、また、屈曲箇所も 箇所あり、大型車の通行には厳しい状況である。

また、年々増加する自動車交通により、朝夕の渋滞も激しい状況となり幹線道路としての機能低下をもたらしている。

このため、以上の道路状況を改善するべくこの度事業化を図るものである。

2 事業経緯

(1) 都市計画決定 年 月 日 (県知事決定)

(2) 事業又は供用経緯

ア 既供用区間 ~ 間 年 月 日
~ 間 年 月 日

イ 当該区間 基本設計： 年度
詳細設計： 年 月 予定
用地買収 年 月 予定

3 設計概要

(1) 交通量等

ア 現況交通量 (T = , 台/日)

イ 計画交通量 (T = , 台/日)

(2) 計画道路区分

第 種第 級

(3) 設計速度等

ア 現況規制速度 (V = k m / h r)

イ 計画設計速度 (V = k m / h r)

(4) 道路幅員

ア 現況道路幅員 (W = ~ ~ 2 @ ~ ~ = m)

イ 計画標準幅員 (W = ~ ~ 2 @ ~ ~ = m)

(5) 道路線形

ア 計画最急縦断勾配 i = % (現況最急縦断勾配 i = %)

イ 計画最小曲線半径 R = m (現況最小曲線半径 R = m)

(6) 交差点概要

(7) 交差点設計幾何学数値一覧

(8) 信号交差点交通容量検討結果 (必要に応じ添付)

4 添付図面一覧表

別記様式第5号

宮城県公安委員会 殿
(交通規制課長経由)

宮 第 号
年 月 日
警察署長
宮城県警察高速道路交通警察隊長

道路工事の意見聴取等に対する回答の指示伺いについて

○ 道路法第95条の2第1項

○ 道路法第95条の2第2項

}の規定により (道路管理者)

○ 高速自動車国道法第24条の2

から (意見聴取・協議) のあった施工場所 _____ 市 _____ 町 _____ 丁目
_____ 番 (番地) _____ 号、工事の内容 _____ について当署の (意見・
条件) は、次のとおりである。

記

1 意見 (条件)

警察署長 殿
宮城県警察高速道路交通警察隊長

宮 公 委 第 号
年 月 日
宮 城 県 公 安 委 員 会

道路工事の意見聴取等に対する回答の指示

みだしのことについて、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け宮 _____ 第 _____ 号に基づく指
示は、次のとおりであるから道路管理者宛て回答されたい。

記

1 意見 (条件)